



每筆の土地の所在、地番、地目及び地積並びに所 有者の住所及び氏名又は名称 関係の地籍図の番号	農林水産省 林野庁 経済産業省
十二 街区境界調査図及び法第二十一条の二第 一項に規定する簿冊（以下「街区境界調査 簿」という。）には、次に掲げる事項を表示 するものとする。	国土交通省 五 水調査及び水調査の基準の設定のための 調査 経済産業省 厚生労働省 農林水産省
イ 街区境界調査図	国土交通省 六 砂防法（昭和三十年法律第二十九号）の規 定による砂防工事
名称 番号 縮尺 座標系の名称又は記号 図郭線及びその数値 基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の 位置 土地利用及び工作物の現況 隣団との関係 地番区域の名称 法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆 以上の土地（以下この号において「街区内外土 地」という。）と同様に規定する街区外土地と の境界線 街区内地番	林野庁 水産庁 経済産業省 国土交通省 2 前項に掲げる測量又は調査の範囲は、当該國 の機関が法律（法律に基づく命令を含む。）の 定めるところにより行う事業に伴い実施される 測量又は調査の範囲において、法第三条第一項 の規定による基礎計画で定めるところによる。 (国土調査の指定の公示)

関係の街区境界調査図の番号 街区内土地の所在及び地番並びに所有者の住所及 び氏名又は名称 法第二十一条の二第一項に規定する地図 及び簿冊の様式は、国土交通省令で定める。 (国土調査を行う国の機関)	第四条 法第五条第五項の規定による公示は、官 報により、次に掲げる事項を記載してしなけれ ばならない。 一 國土調査として指定した旨及び指定の年 月日 二 調査を行う者の名称 三 調査地域 四 調査期間 (国土調査の指定の公表)
第三条 法第二条第七項の規定による国の機関 は、次のことおりとする。 一 基準点の測量 二 基準点の改算	第五条 法第六条第五項の規定による公表は、都 道府県知事が通常用いる公表の方法により、前 条各号に掲げる事項について行うものとする。 (特定計画)
第五条 法第六条第五項の規定による公表は、都 道府県知事が通常用いる公表の方法によ り、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期 間について行うものとする。 (国土調査の実施の公示)	第六条 法第六条の三第五項の規定による公表 は、都道府県知事が通常用いる公表の方法によ り、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期 間について行うものとする。 (国土調査の実施の公示)
第七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調 査に関する特定期画には、次に掲げる事項を定 めなければならない。 一 調査地域 二 調査面積 三 調査期間 (都道府県計画)	第十一条 法第七条の規定による公示は、国土調 査を行う者が国の機関である場合においては官 報により、國の機関以外の者である場合において はその者の通常用いる公示の方法により、次 に掲げる事項を記載してしなければならない。 一 國土調査として指定された年月日又は事業 計画が定められた年月日 二 調査を実施する者の名称 (国土調査の実施の公示)

第七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調 査に関する特定期画には、次に掲げる事項を定 めなければならない。 一 調査地域 二 調査面積 三 調査期間 (都道府県計画)	第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定め る事業及び同条第二項において読み替えて準用 する法第五条第一項から第四項までに規定する 政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五 号）の規定による土地改良事業 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規 定による都市計画事業
四 第一号の調査地域の特性に応じた効率的な 調査方法（次条第六号において「効率的調査 方法」という。）の導入に関する方針	二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十 九号）の規定による土地区画整理事業 四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号） の規定による道路の新設及び改築 五 道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）の規 定による河川工事 六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規 定による砂防工事
八 地籍図及び地籍簿の作成	七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九 号）の規定による地域森林計画の作成 八 牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号） の規定による牧野管理規程の作成 九 その他前各号に準ずる事業で、国土交通省 令で定めるもの
八 地籍図及び地籍簿の作成	九 その他前各号に準ずる事業で、国土交通省 令で定めるもの

八 地籍図及び地籍簿の作成	三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十 九号）の規定による土地区画整理事業 四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号） の規定による道路の新設及び改築 五 道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）の規 定による河川工事 六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規 定による砂防工事
八 地籍図及び地籍簿の作成	九 その他前各号に準ずる事業で、国土交通省 令で定めるもの



（施行期日）  
**第一条** この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月二九日政令第一八三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
**附 則** （平成一一年一〇月一九日政令第三四六号）抄  
（施行期日）  
（施行期日）  
**附 則** （平成一五年一月三一日政令第二八号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年一二月二一日政令第三七五号）抄  
（施行期日）  
**附 則** （平成二二年三月三一日政令第七九号）  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則 （平成二二年七月一六日政令第一六九号）抄  
（施行期日）  
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国土調査法施行令別表第六の改正規定（左の各号の一）を「次の各号のいづれか」に、「一万円」を「三十万円」に、「立入」を「立入り」に改める部分に限る。は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一四日政令第一八四号）抄  
（施行期日）  
この政令は、公布の日から施行する。

関東	東中部	西部	近畿	東中国	四国	西中国	東九州	
I X	V I I I	V I I	V I	V	I V	I I I	I I	
○秒 ・ ○分 ○度								
○分 ○秒 ○度								
○秒 ・ ○分 ○度								
原東京支都千葉県内を管轄する小笠	県福島県群馬県栃木県茨城県	県静岡県新潟県長野県山梨県	愛知県岐阜県石川県	府富山县京都府奈良県大阪市	県福井県滋賀県鳥取県	県高知県岡山县	県鹿児島県大分県熊本県宮崎県佐賀県	県(九州西の座標系に属する区)を除く。)で、ある区域を含む。(喜界島を含む)

備考	準基点補助						準基点			区分	別表第二 基準点の測量の誤差の限度 (第十五条)	
	点準水	点角多	点角三	点準水	点角多	点角三	c + m 2 0	c + m 2 0	c + m 1 0	c + m 1 0		
一 座標の誤差とは、既知点から算出した当該二点の座標値の平均値の平均二乗誤差をいう。		c + m 2 0	c + m 2 0								水平位置の誤差	Y = 0.000メートル
二 角の閉合差とは、三角点にあつては三角形の閉合差を、多角点にあつては既知方向に対する方向の閉合差をいう。	0 2 ( 0 , 1 0 , 1 0 ) 0 / 0 3	0 , 1 0 / 0 7			0 , 1 0 / 0 5		0 , 1 0 / 0 1		0 0 1 0 / 0 1	辺長の誤差	Y = 0.000メートル	
三 表中括弧内の数値を適用する場合は、国土交通省令で定める。	n 秒 ( 4 6 n 0 0 秒	4 0 秒			3 n 0 秒		0 0 1 0 / 0 1		2 2 0 5 秒	合差の閉合	Y = 0.000メートル	
四 n は、多角測量における当該多角路線の辺数を、S は、水準測量における当該水準路線の全長をキロメートル単位で示した数とする。	0 3 ( 0 , 1 0 , 1 0 ) 0 / 0 5	0 , 1 0 / 0 5			0 0 1 0 / 0 1					差定距離測	Y = 0.000メートル	
	m . つ k 距離 5 き m に 1 c 1		m 4 5 c	m . つ k 距離 5 き m に 2 c 1					( m ) 5 m 3 0 c 4 c	高さの誤差	Y = 0.000メートル	
	S m 5 1. n m 5 m 5	↖ c + c 1 n m 5 m 5		S m 0 1. ↖ c n m 3 m 0	↖ c + c 1 n m 3 m 0					出合差閉合	Y = 0.000メートル	

別表第三 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍細部点の測量の誤差の限度（第十五条関係）										メートルの略字とする。	
乙二	乙一	甲三	甲二	甲一	分精度区分	備考	水平位置の誤差				
m 5 0 c	m 2 5 c	m 1 5 c	7 c m	2 c m	乘誤差 平均一 差	座標の誤差をいう。	座標の誤差				
c 1 m 5 0	m 7 5 c	m 4 5 c	m 2 0 c	6 c m	公差	c mは、センチメートルの略字とする。	c mは、センチメートルの略字とする。				
+ 0 0 . 2 0 5 7 m	m ↗ + 0. m S 0. m 1 + 0 3 ↗ 4 m	m ↗ + 0. m S 0. m 0 + 0 8 ↗ 2 m	m ↗ + 0. m S 0. m 0 + 0 4 ↗ 1 m	+ 0 m 0. ≈ 3 + 0. m ↗ 0. m S 0.	公差 との による 差異 の 距離 と直 接測 定と は計 算距 離は 図上 距離 又は 筆界 点間 の距 離	は計算 距離又 は図上 距離又 は筆界 点間 の距 離	筆界 点間 の距 離	筆界 点間 の距 離			
+ 0 0 0 2 7 5	F ↗ 4 + (0. m ↗ 0. 2 F ) ↗ 4 0	F ↗ 4 + (0. m ↗ 0. 2 F ) ↗ 2 0	F ↗ 4 + (0. m ↗ 0. 2 F ) ↗ 1 5	2 (F 0 5 (0. ) 3 + 0. F ↗ 4 0 2	公差	地積測定の 公差	地積測定の 公差				
						（第十五条関係）	別表第四 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度				

備考	乙三		乙四	
	c m	1 0 0	m m	s m + α 4 F (F)
一 精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。	m m	3 0 0	0 0 0	m m
二 筆界点の位置誤差とは、当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいう。	m m	S m + α	0. 50 m	(0. 50 m)
三 Sは、筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。	F m 2	4 '(F)	+ 0. 14	F m 2
四 ○は、図解法を用いる場合において、図解作業の級が、A級であるときは○・二に、その他であるときは○・三に当該地籍図の縮尺の分母の数を乗じて得た数とする。図解作業のA級とは、図解法による与点のプロットの誤差が○・一ミリメートル以内である級をいう。				
五 Fは、一笔地の地積を平方メートル単位で示した数とする。				
六 mはメートル、c mはセンチメートル、mはミリメートル、m <sub>2</sub> は平方メートルの略字とする。				